

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例等の施行に伴う関係規則の整備及び経過措置に関する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第27号

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例等の施行に伴う関係規則の整備及び経過措置に関する規則

目次

第1章 関係規則の整備（第1条―第6条）

第2章 経過措置（第7条）

附則

第1章 関係規則の整備

（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第1条 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定訪問介護の具体的取扱方針)	(指定訪問介護の具体的取扱方針)
第3条 訪問介護員等（条例第6条に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）の行う指定訪問介護（条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。）の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) [略] (管理者及びサービス提供責任者の職務)	第3条 訪問介護員等（条例第6条に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）の行う指定訪問介護（条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。 <u>以下同じ。</u> ）の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) [略] (管理者及びサービス提供責任者の職務)
第4条 条例第29条第3項の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。 (1)・(2) [略]	第4条 条例第29条第3項の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。 (1)・(2) [略] <u>(3) 居宅介護支援事業者（条例第11条に規定する居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。</u>
<u>(3) サービス担当者会議（条例第14条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）への出席等により、条例第11条に規定する居宅介護支援事業者（以下「居宅介護支援事業者」という。）等と連携を図ること。</u>	<u>(4) サービス担当者会議（条例第14条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。</u>
(4) [略]	(5) [略]
(5) [略]	(6) [略]
(6) [略]	(7) [略]
(7) [略]	(8) [略]
(8) [略]	(9) [略]
(記録の整備)	(記録の整備)

第6条 [略]

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、条例第43条に規定する基準該当訪問介護の事業について準用する。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第21条 [略]

2 [略]

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、それぞれの利用者に対して提供した指定居宅療養管理指導の内容について速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告することとする。

(事業の運営についての重要事項)

第22条 条例第96条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第27条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) [略]

(2) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談、援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するとともに、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

第29条の2から第33条まで 削除

第6条 [略]

(共生型訪問介護の基準)

第6条の2 条例第42条の2第2号の規則で定める基準は、共生型訪問介護（同条に規定する共生型訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、条例第6条に規定する指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていることとする。

(準用)

第6条の3 第2条から第6条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。

第7条 第2条から第6条までの規定は、条例第43条に規定する基準該当訪問介護の事業について準用する。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第21条 [略]

2 [略]

(事業の運営についての重要事項)

第22条 条例第96条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) [略]

(5) 通常の事業の実施地域

(6) [略]

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第27条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) [略]

(2) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談、援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するとともに、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(共生型通所介護の基準)

第30条 条例第114条第2号の規則で定める基準は、共生型通所介護（同条に規定する共生型通所介護をいう。以下同じ。）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通

所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていることとする。

(共生型通所介護に関する技術的読替え)

第31条 条例第115条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	第30条 訪問介護員等	第107条 共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）
第28条	訪問介護員等	共生型通所介護従業者
第34条	第30条 訪問介護員等	第107条 共生型通所介護従業者
第102条第4項	前項ただし書の規定により、指定通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護	共生型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護
第105条第1項第2号、第106条第5項及び第108条第3項	通所介護従業者	共生型通所介護従業者

(準用)

第32条 第2条及び第25条の2から第29条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第29条第2号中「第113条において準用する条例第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同条第3号中「第113条において準用する条例第27条」とあるのは「第27条」と、同条第4号中「第113条において準用する条例第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第33条 削除

(定員の遵守)

第49条 [略]

(定員の遵守)

第49条 [略]

(共生型短期入所生活介護の基準)

第49条の2 条例第181条の2第3号の規則で定める基準は、  
共生型短期入所生活介護（同条に規定する共生型短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていることとする。

(共生型短期入所生活介護に関する技術的読替え)

第49条の3 条例第181条の3の規定による技術的読替えは、  
次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第34条	第30条 訪問介護員等	第164条 共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）
第108条第3項	通所介護従業者	共生型短期入所生活介護従事者
第152条第1項、 第155条第3項、 第156条第1項及び第163条	短期入所生活介護従業者	共生型短期入所生活介護従業者

(準用)

第49条の4 第41条から第45条までの規定は、共生型短期入所生活介護について準用する。この場合において、第45条第2号中「第168条において準用する条例第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同条第4号中「第168条において準用する条例第27条」とあるのは「第27条」と、同条第5号中「第168条において準用する条例第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同条第6号中「第140条において準用する省令第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第50条の2 [略]

2 [略]

3 第2条及び第41条から第45条までの規定は、条例第182条に規定する基準該当短期入所生活介護の事業について準用す

(準用)

第50条の2 [略]

2 [略]

3 第2条及び第41条から第45条までの規定は、条例第182条に規定する基準該当短期入所生活介護の事業について準用す

る。

(定員の遵守)

第54条 条例第202条の規則で定める利用者数は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) [略]

(定員の遵守)

第58条 条例第215条の規則で定める利用者数は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第67条 福祉用具専門相談員(条例第250条に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の行う指定福祉用具貸与(条例第249条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) [略]

る。この場合において、第45条第2号中「第168条において準用する条例第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同条第4号中「第168条において準用する条例第27条」とあるのは「第27条」と、同条第5号中「第168条において準用する条例第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同条第6号中「第140条において準用する省令第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。

(定員の遵守)

第54条 条例第202条の規則で定める利用者数は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟(条例第192条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) [略]

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(定員の遵守)

第58条 条例第215条の規則で定める利用者数は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) ユニット型介護医療院(介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年岩手県条例第19号)第42条に規定するユニット型介護医療院をいう。)であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第67条 福祉用具専門相談員(条例第250条に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の行う指定福祉用具貸与(条例第249条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) [略]

附 則

1 [略]

(経過措置)

2 条例附則第26項の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) [略]

(3) ユニット部分(条例附則第17項に規定するユニット部分をいう。以下この項において同じ。)の利用定員(条例第171条第6項第1号に規定する定員をいう。次号において同じ。)及びユニット部分以外の部分の利用定員(省令第121条第1項に規定する利用定員をいう。)(条例附則第18項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所が条例第148条の規定により省令第121条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第73号)附則第6項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)である場合を除く。)

(4) ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員(条例附則第18項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所が条例第148条の規定により省令第121条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)

(5)～(11) [略]

3 第2条及び第45条の規定は、条例附則第17項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第2号、第4号及び第5号中「第168条」とあるのは「附則第29項において準用する条例第168条」と、同条第3号中「第155条第5項」とあるのは「第155条第5項及び第174条第7項」と読み替えるものとする。

4 条例附則第39項の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

附 則

1 [略]

(経過措置)

2 条例附則第11項の規則で定める病床は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める病床とする。

(1) 病院 療養病床若しくは一般病床(医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)又は老人性認知症疾患療養病棟の病床

(2) 診療所 療養病床又は一般病床

3 条例附則第27項の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) [略]

(3) ユニット部分(条例附則第18項に規定するユニット部分をいう。以下この項において同じ。)の利用定員(条例第171条第6項第1号に規定する定員をいう。次号において同じ。)及びユニット部分以外の部分の利用定員(省令第121条第1項に規定する利用定員をいう。)(条例附則第19項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所が条例第148条の規定により省令第121条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第73号)附則第6項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)である場合を除く。)

(4) ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員(条例附則第19項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所が条例第148条の規定により省令第121条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)

(5)～(11) [略]

4 第2条及び第45条の規定は、条例附則第18項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第2号、第4号及び第5号中「第168条」とあるのは「附則第30項において準用する条例第168条」と、同条第3号中「第155条第5項」とあるのは「第155条第5項及び第174条第7項」と読み替えるものとする。

5 条例附則第40項の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) ユニット部分（<u>条例附則第31項</u>に規定するユニット部分をいう。以下この項において同じ。）の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>5 第2条及び第55条の規定は、<u>条例附則第31項</u>に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条第2号、第4号及び第5号中「第204条」とあるのは、「<u>附則第42項</u>において準用する条例第204条」と、同条第3号中「第194条第5項」とあるのは「第194条第5項及び第209条第7項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) ユニット部分（<u>条例附則第32項</u>に規定するユニット部分をいう。以下この項において同じ。）の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>6 第2条及び第55条の規定は、<u>条例附則第32項</u>に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条第2号、第4号及び第5号中「第204条」とあるのは、「<u>附則第43項</u>において準用する条例第204条」と、同条第3号中「第194条第5項」とあるのは「第194条第5項及び第209条第7項」と読み替えるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第2条 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（事業の運営についての重要事項）</p> <p>第23条 条例第92条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針）</p> <p>第26条 指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次の各号に掲げる介護予防居宅療養管理指導従業者（条例第89条に規定する介護予防居宅療養管理指導従業者をいう。）の職種の区分に応じ、当該各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>看護職員 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。</u></p> <p>（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準）</p> <p>第48条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>（事業の運営についての重要事項）</p> <p>第23条 条例第92条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針）</p> <p>第26条 指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次の各号に掲げる介護予防居宅療養管理指導従業者（条例第89条に規定する介護予防居宅療養管理指導従業者をいう。）の職種の区分に応じ、当該各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準）</p> <p>第48条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

(5) ユニット（条例第152条に規定するユニットをいう。以下この章及び附則第2項第4号において同じ。）又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

(準用)

第52条 [略]

(5) ユニット（条例第152条に規定するユニットをいう。以下この章及び附則第3項第4号において同じ。）又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

(準用)

第52条 [略]

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第52条の2 条例第165条の2第3号の規則で定める基準は、共生型介護予防短期入所生活介護（同条に規定する共生型介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていることとする。

(介護予防共生型短期入所生活介護に関する技術的読替え)

第52条の3 条例第165条の3の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<u>読み替える条例の規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
<u>第55条の4</u>	<u>第55条</u> <u>介護予防訪問入浴</u> <u>介護従業者</u>	<u>第139条</u> <u>共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）</u>
<u>第121条の2第3項</u>	<u>介護予防通所リハビリテーション従業者</u>	<u>共生型介護予防短期入所生活介護従業者</u>
<u>第134条第1項及び第138条</u>	<u>介護予防短期入所生活介護従業者</u>	<u>共生型介護予防短期入所生活介護従業者</u>

(準用)

第52条の4 第42条から第47条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護について準用する。この場合において、第45条第3号中「第143条において準用する条例第51条の13第2項」とあるのは「第51条の13第2項」と、同条第4号中「第143条において準用する条例第52条の3」とあるのは「第52条の3」と、同条第5号中「第143条において準用する条

(指定介護予防短期入所療養介護の利用者数)

第57条 条例第180条の規則で定める利用者数は、次に掲げる利用者数とする。

- (1) [略]
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟（条例第176条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) [略]

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者数)

第63条 条例第196条の規則で定める利用者数は、次に掲げる利用者数とする。

(1)・(2) [略]

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第78条 福祉用具専門相談員（条例第239条に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、条例第238条に定める基本方針及び条例第250条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

例第55条の8第2項」とあるのは「第55条の8第2項」と、同条第6号中「第142条において準用する省令第53条の10第2項」とあるのは「第53条の10第2項」と読み替えるものとする。

(指定介護予防短期入所療養介護の利用者数)

第57条 条例第180条の規則で定める利用者数は、次に掲げる利用者数とする。

- (1) [略]
- (2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟（条例第176条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) [略]

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者数)

第63条 条例第196条の規則で定める利用者数は、次に掲げる利用者数とする。

(1)・(2) [略]

(3) ユニット型介護医療院（介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第19号）第42条に規定するユニット型介護医療院をいう。）であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第78条 福祉用具専門相談員（条例第239条に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、条例第238条に定める基本方針及び条例第250条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関

附 則

1 [略]

(経過措置)

2 条例附則第20項の規則で定める一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) [略]

(3) ユニット部分(条例附則第15項に規定するユニット部分をいう。以下同じ。)の利用定員(条例第154条第6項第1号に規定する利用定員をいう。次号において同じ。)及びユニット部分以外の部分の利用定員(省令第129条第1項に規定する利用定員をいう。)(省令第129条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例附則第6項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。次号において同じ。))である場合を除く。

(4)～(11) [略]

3 第45条及び第46条の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第45条第3号から第5号までの規定中「第143条」とあるのは「附則第23項において準用する条例第143条」と、同条第6号中「省令第142条において準用する省令」とあるのは「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)による改正前の省令(以下「改正前省令」という。))第173条において準用する改正前省令第142条において準用する改正前省令」と、第46条中「第144条」とあるのは「附則第28項において準用する条例第144条」と読み替えるものとする。

4 条例附則第34項の規則で定める一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) [略]

する情報を利用者に提供すること。

附 則

1 [略]

(経過措置)

2 条例附則第14項の規則で定める病床は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める病床とする。

(1) 病院 療養病床若しくは一般病床(医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)又は老人性認知症疾患療養病棟の病床

(2) 診療所 療養病床又は一般病床

3 条例附則第21項の規則で定める一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) [略]

(3) ユニット部分(条例附則第16項に規定するユニット部分をいう。以下同じ。)の利用定員(条例第154条第6項第1号に規定する利用定員をいう。次号において同じ。)及びユニット部分以外の部分の利用定員(省令第129条第1項に規定する利用定員をいう。)(省令第129条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例附則第6項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。次号において同じ。))である場合を除く。

(4)～(11) [略]

4 第45条及び第46条の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第45条第3号から第5号までの規定中「第143条」とあるのは「附則第24項において準用する条例第143条」と、同条第6号中「省令第142条において準用する省令」とあるのは「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)による改正前の省令(以下「改正前省令」という。))第173条において準用する改正前省令第142条において準用する改正前省令」と、第46条中「第144条」とあるのは「附則第29項において準用する条例第144条」と読み替えるものとする。

5 条例附則第35項の規則で定める一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) [略]

<p>(3) ユニット部分（<u>条例附則第30項</u>に規定するユニット部分</p> <p>をいう。以下同じ。）の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>5 第58条の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条第3号から第5号までの規定中「第182条」とあるのは「<u>附則第37項</u>において準用する条例第182条」と、同条第6号中「省令第195条において準用する省令」とあるのは「改正前省令第173条において準用する改正前省令第142条において準用する改正前省令」と読み替えるものとする。</p>	<p>(3) ユニット部分（<u>条例附則第31項</u>に規定するユニット部分</p> <p>をいう。以下同じ。）の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>6 第58条の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条第3号から第5号までの規定中「第182条」とあるのは「<u>附則第38項</u>において準用する条例第182条」と、同条第6号中「省令第195条において準用する省令」とあるのは「改正前省令第173条において準用する改正前省令第142条において準用する改正前省令」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第3条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別養護老人ホームの運営についての重要事項)</p> <p>第2条 条例第7条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(ユニット型特別養護老人ホームの運営についての重要事項)</p> <p>第7条 条例第34条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>平成30年3月31日</u>までの間に病院の一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第5項において同じ。）又は療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させると</p>	<p>(特別養護老人ホームの運営についての重要事項)</p> <p>第2条 条例第7条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 緊急時等における対応方法</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(ユニット型特別養護老人ホームの運営についての重要事項)</p> <p>第7条 条例第34条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 緊急時等における対応方法</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>平成36年3月31日</u>までの間に病院の一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第5項において同じ。）又は療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させると</p>

もに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により特別養護老人ホームを開設する場合は、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第4条第3項第8号ア及び第10条第3項第8号アの規定にかかわらず、食堂にあつては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上、機能訓練室にあつては40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

4 平成30年3月31日までの間に診療所の一般病床又は療養病床の転換（診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により特別養護老人ホームを開設する場合は、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第4条第3項第8号ア及び第10条第3項第8号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) [略]

5 平成30年3月31日までの間に病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により特別養護老人ホームを開設する場合は、第4条第5項第1号、第8条第5項第1号、第10条第5項第1号及び第14条第4項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅は、1.2メートル（中廊下の幅にあつては、1.6メートル）以上とする。

6～8 [略]

もに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により特別養護老人ホームを開設する場合は、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第4条第3項第8号ア及び第10条第3項第8号アの規定にかかわらず、食堂にあつては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上、機能訓練室にあつては40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

4 平成36年3月31日までの間に診療所の一般病床又は療養病床の転換（診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により特別養護老人ホームを開設する場合は、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第4条第3項第8号ア及び第10条第3項第8号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) [略]

5 平成36年3月31日までの間に病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により特別養護老人ホームを開設する場合は、第4条第5項第1号、第8条第5項第1号、第10条第5項第1号及び第14条第4項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅は、1.2メートル（中廊下の幅にあつては、1.6メートル）以上とする。

6～8 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第4条 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第44号）の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

<p>(施設の運営についての重要事項)</p> <p>第8条 条例第28条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(ユニット型指定介護老人福祉施設の運営についての重要事項)</p> <p>第13条 条例第51条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>平成30年3月31日</u>までの間に病院の一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第5項において同じ。）又は療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により指定介護老人福祉施設を開設する場合は、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第2条第1項第6号アの規定にかかわらず、食堂にあつては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上、機能訓練室にあつては40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>4 <u>平成30年3月31日</u>までの間に診療所の一般病床又は療養病床の転換（診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により</p>	<p>(施設の運営についての重要事項)</p> <p>第8条 条例第28条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 緊急時等における対応方法</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(ユニット型指定介護老人福祉施設の運営についての重要事項)</p> <p>第13条 条例第51条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 緊急時等における対応方法</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>平成36年3月31日</u>までの間に病院の一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第5項において同じ。）又は療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により指定介護老人福祉施設を開設する場合は、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第2条第1項第6号アの規定にかかわらず、食堂にあつては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上、機能訓練室にあつては40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>4 <u>平成36年3月31日</u>までの間に診療所の一般病床又は療養病床の転換（診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により</p>
---	---

<p>指定介護老人福祉施設を開設する場合は、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第2条第1項第6号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>5 <u>平成30年3月31日</u>までの間に病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により指定介護老人福祉施設を開設する場合は、第2条第2項及び第11条第2項の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅は、1.2メートル（中廊下の幅にあつては、1.6メートル）以上とする。</p> <p>6～10 [略]</p>	<p>指定介護老人福祉施設を開設する場合は、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第2条第1項第6号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>5 <u>平成36年3月31日</u>までの間に病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により指定介護老人福祉施設を開設する場合は、第2条第2項及び第11条第2項の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅は、1.2メートル（中廊下の幅にあつては、1.6メートル）以上とする。</p> <p>6～10 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>（介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）</p> <p>第5条 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第45号）の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 <u>平成30年3月31日</u>までの間に一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該一般病床、精神病床又は療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第2条第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。</p> <p>6 <u>平成30年3月31日</u>までの間に一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、第4条第2号ア及び</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 <u>平成36年3月31日</u>までの間に一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該一般病床、精神病床又は療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第2条第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。</p> <p>6 <u>平成36年3月31日</u>までの間に一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、第4条第2号ア及び</p>

第13条第4項第2号アの規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下の幅にあっては、1.6メートル）以上とする。 7～9 [略]	第13条第4項第2号アの規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下の幅にあっては、1.6メートル）以上とする。 7～9 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第6条 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、<u>平成30年3月31日</u>までの間、第2条第1号及び第13条第1号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p> <p>6 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、<u>平成30年3月31日</u>までの間、第4条第1号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル）」とあるのは「1.6メートル」とする。</p> <p>7～9 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、<u>平成36年3月31日</u>までの間、第2条第1号及び第13条第1号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p> <p>6 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、<u>平成36年3月31日</u>までの間、第4条第1号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル）」とあるのは「1.6メートル」とする。</p> <p>7～9 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

## 第2章 経過措置

第7条 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年岩手県条例第17号。以下「改正条例」という。）の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「旧省令」という。）第9条の2第5項に規定する居宅療養管理指導については、改正条例第1条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）第90条、第92条及び第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

2 改正条例の施行の際現に法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる旧省令第22条の9第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導については、改正条例第2条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第78号）第88条、第90条及び第96条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

### 附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に法第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる旧省令第9条の2

第5項に規定する居宅療養管理指導については、第1条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第21条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

- 3 この規則の施行の際現に法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる旧省令第22条の9第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導については、第2条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第26条第3号の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。